

「新しい公共」円卓会議 運営要領(案)

「新しい公共」円卓会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議における配布資料は、原則として、公表する。
2. 会議は、原則としてインターネット等を利用した中継により公開する。
3. 公開された会議の議事録を公表する。